

令和3年11月30日提出

# 令和3年11月市議会定例会

議 案

〔議案第103号～議案第107号〕

島 田 市



目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第103号	島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第104号	島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第105号	島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第106号	島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第107号	島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5



議案第103号

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例について

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例（平成17年島田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。



議案第104号

島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 島田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。



議案第105号

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例について

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条  
例を次のとおり定める。

令和3年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年島  
田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 島田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次の  
ように改正する。

第3条第3項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日  
から施行する。



議案第106号

島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市病院事業管理者の給与に関する条例（平成23年島田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 島田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。



議案第107号

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年11月30日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 島田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。